

(学生の皆さんへ) 感染予防のために欠席した授業の取扱いについて

本学における感染予防対策として、学生の皆さんには、登校時に体温が37度5分程度以上ある場合または咳やのどの痛み等の風邪症状や味覚・嗅覚の異常、強い倦怠感などがある場合には、「登校禁止（自粛）・自宅静養」を要請しています。登校してはいけません。

当分の間、このことにより授業を欠席した結果、授業回数の3分の2以上の出席ができなくなった場合、欠席した授業について特別補講等の対象として取り扱うこととします。当該科目が失格になることを心配して、体調が悪いのに無理をして登校することのないようくれぐれも注意願います。

なお、この特別補講等の対象とするのは、事前に、短大（学生課）またはゼミナール担当教員に連絡した欠席に限りますので、学生の皆さんは、必ずこの事前連絡を行うよう留意願います。